

必要な手続きともらえるお金



★出生届

(手続きの時期) 生後14日以内(生まれた日を含む)

- (手続きの仕方)
1. 病院で「出生証明書」を記入してもらいます。
 2. 出生証明書の必要事項を記入し、母子健康手帳、印鑑を持って市区町村の役所で手続きをおこないます。

★健康保険への加入

(手続きの時期) 出生届提出後、できるだけ早い時期に手続きをしましょう。

(手続きの仕方) **会社の健康保険の場合**は、勤務先の担当窓口へ
国民健康保険の人は、市区町村の役所で手続きを行います。



健康保険証、印鑑、母子健康手帳、出生届のコピーが必要です。

★出産育児一時金 (2021.10月現在)

(制度について) 出産後、健康保険から支給されるお金です。
本人、または配偶者が健康保険に加入していれば、健康保険の種類に関わらず支給されます。

(手続きの時期) 出産後～2年以内 申請後1～2ヶ月後に振り込まれます。



もらえる金額は、原則42万円です。(※産科医療補償制度加入機関)

多胎の場合は42万円×人数分もらうことができます。
もし、死産、流産の場合でも、妊娠12週以上の胎児であれば支給されます。

「**出産育児一時金の直接支払制度**」をご利用いただけます。

- ・妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求いたします。(手数料はいただきません)
- ・退院時に当院からご請求する費用について、原則42万円の一時金の範囲で現金等でお支払いいただく必要がなくなります。

ご請求が42万円を超えた場合 →不足額を窓口でお支払いいただきます。
ご請求が42万円未満で収まった場合→その差額を医療保険者に請求する事ができます。

★出産手当金

(制度について) ママが産休中にお給料の代わりとして健康保険からもらえます。
これはママや家族の生活を保障し、安心して出産前後の休業ができるようにするための制度です。
仕事を辞めずに健康保険に加入し続けているママが対象です。

(手続きの時期) 産休開始から2年以内。申請後1～2ヶ月後に振り込まれます。

もらえる金額: 日給(標準報酬日額)の2/3×(産前42日+産後56日分) 多胎は産前96日

☆産科医療補償制度 (2022. 6月現在)

(制度について) お産をしたときに何らかの理由で重度の障害をおった赤ちゃんとそのご家族のことを考えた補償制度です。
制度に加入している分娩機関で生まれた赤ちゃんが、分娩に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たしている場合に、赤ちゃんとその家族の経済的負担を速やかに補償すると共に、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度です。

(補償の対象) 2022年1月1日以降に出生した赤ちゃんは
「在胎週数が28週以上であること」
「先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺」
「身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺」

2015年1月1日以降に出生した赤ちゃんは
「出生体重1400g以上かつ妊娠32週以上」または「妊娠28週以上で所定の要件に該当した場合」で出生した赤ちゃんが、身体障害者等級1級または2等級相当の重度脳性まひとなった場合

(手続き) 産婦人科外来にて登録証を記入していただき、交付します。
登録証は5年保存してください。
補償申請期間は満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。



☆育児休業給付金 (2021. 10月現在)

(制度について) 育児休業取得中の経済的な手助けをするために支給されるお金です。

(手続きの時期) 育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月末までです。

(手続きの仕方) 会社を通じて、管轄のハローワークに申請します。



☆乳幼児の医療費助成 (2021. 10月現在)

(制度について) 健康保険に加入している乳幼児が健康保険で診療を受けた場合の自己負担額を助成する制度です。

(手続きの時期) 生まれてすぐに行います。

(手続きの仕方) 1. 赤ちゃんの健康保険の加入の手続きをしておきます。

2. 赤ちゃんの名前が記載されている健康保険証、印鑑、通帳、源泉徴収表を持って、役所へ申請します。
(手続きに必要なものは自治体によって異なります。)

3. 自治体から「乳幼児医療証」が送られてきます。



各自治体独自の医療費助成なので、自治体によって内容が異なります。

詳しくは役所へお問い合わせ下さい。